



県 章

滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)
8 月 29 日
号 外 (1)
水 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	4

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第1項、第4項の規定に基づき執行した平成29年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年 8 月29日

滋賀県監査委員	高 木 健 三
”	平 岡 彰 信
”	奥 博 博
”	北 川 正 雄

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
東京本部	平成30年 6 月18日
西部県税事務所	平成30年 6 月5日・7 月4日
南部県税事務所	平成30年 6 月20日・7 月4日
中部県税事務所	平成30年 6 月1日・7 月4日
東北部県税事務所	平成30年 6 月20日・7 月4日
自動車税事務所	平成30年 6 月20日・7 月4日
消費生活センター	平成30年 6 月20日
南部環境事務所	平成30年 6 月20日
甲賀環境事務所	平成30年 5 月24日
東近江環境事務所	平成30年 5 月29日
湖東環境事務所	平成30年 6 月20日
湖北環境事務所	平成30年 6 月20日
高島環境事務所	平成30年 6 月20日
西部・南部森林整備事務所	平成30年 6 月20日
甲賀森林整備事務所	平成30年 6 月20日
中部森林整備事務所	平成30年 6 月20日
湖北森林整備事務所	平成30年 5 月25日
南部健康福祉事務所	平成30年 6 月20日・7 月4日
甲賀健康福祉事務所	平成30年 5 月24日・7 月4日
東近江健康福祉事務所	平成30年 6 月1日・7 月4日
湖東健康福祉事務所	平成30年 6 月20日・7 月4日
湖北健康福祉事務所	平成30年 6 月20日・7 月4日
高島健康福祉事務所	平成30年 6 月20日・7 月4日

ここ滋賀	平成30年6月18日
大津・南部農業農村振興事務所	平成30年6月20日
甲賀農業農村振興事務所	平成30年6月20日
東近江農業農村振興事務所	平成30年6月20日
湖東農業農村振興事務所	平成30年5月29日
湖北農業農村振興事務所	平成30年6月20日
高島農業農村振興事務所	平成30年6月5日
大津土木事務所	平成30年6月20日
南部土木事務所	平成30年6月20日
甲賀土木事務所	平成30年6月15日
東近江土木事務所	平成30年6月15日
湖東土木事務所	平成30年6月21日
長浜土木事務所	平成30年6月21日
高島土木事務所	平成30年6月20日

(注) 平成30年6月20日および7月4日の監査執行は書面監査による。

2 監査の結果

(1) 指摘事項(6件、5機関)

湖東健康福祉事務所

生活保護費返還金について、平成30年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ740,056円増加し、4,201,403円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

大津・南部農業農村振興事務所

職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、公用車1台が廃車処分され、相手方にも損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

南部土木事務所

河湖占用料等について、平成30年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ379,750円増加し、1,576,441円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

南部土木事務所

道路施設損傷の復旧費用について、平成30年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ577,248円増加し、634,998円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

長浜土木事務所

職員の不注意による公用車の事故が2件(県過失割合100%:2件)発生し、1,052,421円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

高島土木事務所

職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、485,251円が支払われているほか、相手方に損害が発生している。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

(2) 指導事項(24件、16機関)

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

(7) 収入関係(7件、7機関)

- ・県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について収入未済の解消を求めるもの

(西部・南部森林整備事務所1件、南部健康福祉事務所1件、東近江健康福祉事務所1件、高島健康福祉事

- 務所1件、長浜土木事務所1件、高島土木事務所1件)
- ・現金の保管方法等に適切を欠くもの(大津土木事務所1件)
- (4) 支出関係(1件、1機関)
- ・資金前渡の精算事務が適正でないもの(大津土木事務所1件)
- (5) 契約関係(4件、4機関)
- ・分割発注等発注方法が適当でないもの(湖北森林整備事務所1件)
- ・長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の適用を誤ったもの(甲賀土木事務所1件)
- ・仕様書の積算誤りがあるもの(東近江土木事務所1件)
- ・予定価格が適正に作成されていないもの(湖東土木事務所1件)
- (6) 工事関係(1件、1機関)
- ・設計変更の手続が適切でないもの(甲賀土木事務所1件)
- (7) 財産関係(11件、9機関)
- ・物品の適正な管理を求めたもの(甲賀土木事務所1件、湖東土木事務所1件)
- ・不用決定、処分の手続が適正でないもの(東京本部1件)
- ・公用車の事故の防止を求めたもの
(南部県税事務所1件、中部森林整備事務所1件、甲賀健康福祉事務所1件、東近江健康福祉事務所1件、東近江農業農村振興事務所1件、甲賀土木事務所1件、湖東土木事務所1件)
- ・物品の損傷が見受けられるもの(長浜土木事務所1件)
- (3) 留意事項(17件、12機関)
上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。
- (7) 収入関係(10件、10機関)
- ・調定誤りがあるもの(大津土木事務所1件)
- ・県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について収入未済の解消を求めるもの
(西部県税事務所1件、南部県税事務所1件、中部県税事務所1件、東北部県税事務所1件、自動車税事務所1件、甲賀健康福祉事務所1件、湖北健康福祉事務所1件、東近江土木事務所1件、湖東土木事務所1件)
- (4) 支出関係(4件、3機関)
- ・支出額を誤っているもの(湖東土木事務所1件)
- ・諸手当の支給を誤っているもの(自動車税事務所1件、湖東健康福祉事務所2件)
- (5) 財産関係(3件、3機関)
- ・物品の適正な管理を求めたもの(湖東健康福祉事務所1件)
- ・不用決定、処分の手続が適正でないもの(大津土木事務所1件、長浜土木事務所1件)
- (4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成30年5月24日から平成30年6月21日までおよび7月4日に実施した37機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 「ここ滋賀」を活用した経済波及効果について(ここ滋賀)

昨年10月にオープン以来、関係者の熱心な取組により3月末までの約5か月間の来館者数は272,285人となり目標の187,500人を超え、拠点内外の売上、観光誘客、広報の経済波及効果を637,000千円と算出されている。

しかしながら、拠点売上のうち2階レストラン部門の売上は24,590千円で目標達成率54.6%と伸び悩んでおり、来館者に対するおもてなし、陳列商品の説明、陳列のノウハウ、観光案内、2階レストランおよび3階テラスへの誘導など、店舗運営には課題があることから、運営スタッフの人材教育も含めその改善・充実に確実に取り組まなければならない。

さらに、EC(電子商取引)も含めた県産品の販売などに創意・工夫を凝らしながら、B to Cによる短期的経済効果を最大限に発揮するとともに、中長期的経済効果の拡大を目指し、あらゆる人脈・手段を駆使して、B

t o Bの営業活動も積極的に展開する取組を進められたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年8月29日

滋賀県監査委員	高	木	健	三
〃	平	岡	彰	信
〃	奥			博
〃	北	川	正	雄

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成30年3月16日
監査の意見	<p>(1) 滋賀竜王工業団地の土地売却に伴う会計処理について(滋賀県土地開発公社)</p> <p>滋賀県土地開発公社(以下「公社」という。)が事業主体となって整備を進めてきた滋賀竜王工業団地は、平成28年12月末に造成が完了し、平成29年2月に分譲区画7区画のうち1区画が約10億5,641万円で売却された。</p> <p>この売却に伴う損益計算書上の会計処理について、事業収益と事業原価が同額で計上され、売却に伴う損益が計上されていないが、その理由として「今後売却するまでの借入金の利子や附帯整備費などの執行見込額を未払金として計上しているため、事業収益と事業原価が合致する。今後、県との(仮称)竜王岡屋工業団地開発事業実施協定に基づき、平成31年3月31日の事業実施期間終了後、事業費と売却収入額を確定し、その差額を県と公社の間で精算することとしているためである。」との説明であった。</p> <p>しかし、分譲予定地は既に完成土地となっているため、区画ごとに原価計算ができるはずであり、売却された区画ごとに損益を把握し、確定させていく方が適時に適正な損益が把握できる。</p> <p>については、今後、公社で同様の事業を実施される場合には、こうした観点を踏まえ、県との事業実施協定について検討されたい。</p>
当該監査の意見に基づき「滋賀県土地開発公社」が講じた措置の内容	<p>公社が過去に実施した工業団地開発では、造成工事およびこれに関連する工事が全て完了した段階で募集および販売を行い、確定した原価および売価に基づいて、各区画の引渡し年度に損益を確定する処理を行っている。</p> <p>滋賀竜王工業団地については、近年の経済状況に鑑み、できるだけ早期に売却できるよう、造成前から予約販売を開始し、県との協定において、事業実施期間終了後に事業収支の確定および精算を行うこととした。その際、売却時点で未発注・未完了の工事があり、区画ごとの原価計算が確定していない状況であったことから、精算を行うまでの間、事業収益と同額の事業原価を計上することとしていたところである。</p> <p>今後、公社で同様の事業を実施する際には、区画ごとに、より適時に適正な損益を把握できるよう、県との事業実施協定の締結に当たり、精算方法等について検討する。</p>
当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容	(総合政策部企画調整課)
	今後、公社において同様の事業を実施する際には、区画ごとに、より適時に適正な損益を把握できるよう、事業実施協定の締結に当たり、精算方法等について公社とともに検討する。

監査結果報告年月日	平成30年3月16日
監査の意見	<p>(2) 希望が丘文化公園の管理運営のあり方について(公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園)</p> <p>希望が丘文化公園(以下「公園」という。)は、公益財団法人滋賀県文化振興事業団が指定管理者として、平成26年4月から管理運営を行ってきたが、法人の組織再編によって、平成29年4月1日より、新たに設立された公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園が、指定管理者として公園の管理運営を行うこととなった。</p> <p>平成28年度の来園者数は、89万人を超えたものの、経年による施設の老朽化は著しく、更なる来園者の獲得のためには、ハード面の整備が喫緊の課題である。</p> <p>現在、県では公園の機能強化や関係機関との連携等を着実に実施するため、希望が丘文化公園基本計画を</p>

策定中であり、併せて平成36年には、本県で国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催が予定されている。

ついでには、こうした機会を契機に、公園の計画的な施設改修などハード面の整備について、同公園を熟知する指定管理者として、県に対して適時適切な要望や提案を行われたい。

また、ソフト面においても、ピワイチを視野に、次世代サイクリストの育成教室の開催や、最近、注目を集めているグランピング(高級キャンピング)施設の開設等、現代的なニーズに沿った事業展開を図るなど、これまでにない民間の発想も取り入れ、将来を見据えた事業を企画運営されたい。

これらのハード、ソフト両面の取組によって、公園の魅力を最大限に引き出し、新たな利用者層の創出や来園者の増加を図り、地域経済の活性化、県民の健康増進等に寄与されたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園」が講じた措置の内容

当公園は、開園後40年以上が経過し施設の老朽化が進行している。青年の城における雨漏れ等への対策や、スポーツ施設の大規模な修繕や改修が必要な状態であることから、利用者が安心して快適に利用できる施設を目指し、陸上競技場やテニスコートの改修など、様々な施設整備事業を提案している。

一方、ソフト事業においても、社会情勢の変化や利用者ニーズの把握に努め、県で策定された希望が丘文化公園基本計画に沿って、交流・憩いの場として家族・友人等で交流できる「10大祭り」を中心とした事業を企画運営している。

また、これらの取組とともに、広報担当部局を中心に幅広く情報発信に努め、来園者の増加に努めている。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (県民生活部文化振興課)

平成30年3月に「希望が丘文化公園基本計画」を策定し、公園の基本理念である「『人と人』『人と自然』の関わりを深め、心の豊かさを育む公園」を実現する取組を着実に実施していくため、「広大なフィールドを活かした交流・憩いの場」、「多世代でのスポーツ・健康づくりの推進」、「貴重な自然を体験し楽しみながら学ぶ場」を公園の役割とし、今後の具体的な取組を示すとともに、平成34年度までにスポーツ会館や球技場などスポーツ施設を優先的に整備することとした。

スポーツ会館の改修に当たっては、平成30年度に庁内の関係所属や(公財)滋賀県希望が丘文化公園等を含めたワーキンググループを設置し、指定管理者からの意見や提案も取り入れながら、リニューアルに向けた基本計画の検討を進めている。

(公財)滋賀県希望が丘文化公園に対しては、更に多くの県民に来園してもらえるよう、これまで培った専門性や運営ノウハウを生かし、基本計画を踏まえた具体的な事業に取り組みされるよう指導を行った。

監査結果報告年月日 平成30年3月16日

監査の意見

(3) 財団統合後のあり方について(公益財団法人びわ湖芸術文化財団)

県が策定した「外郭団体および公の施設見直し計画」および「滋賀県行政経営方針実施計画」に沿った「県の文化行政における出資法人のあり方等」において、びわ湖ホールを管理運営する公益財団法人びわ湖ホール(以下「(公財)びわ湖ホール」という。)と、滋賀県立文化産業交流会館(以下「文化産業交流会館」という。)および希望が丘文化公園を管理運営する公益財団法人滋賀県文化振興事業団(以下「(公財)文化振興事業団」という。)の文化芸術部門を統合する方針が示された。この方針に基づく財団の組織再編によって、平成29年4月1日より、公益財団法人びわ湖芸術文化財団が指定管理者として両館の運営を行うこととなった。

これまで、(公財)びわ湖ホールは、国内外に発信する優れた舞台芸術公演を実施してきており、一方、(公財)文化振興事業団は、市町ホールや県内アーティストとのネットワークを生かした事業を展開してきたが、今回の統合を、単なる形だけの統合に終わらせることなく、スケールメリットはもとより、統合による効果を生かした事業運営を行うことが必要である。

ついでには、お互いの特色や強みを生かすとともに、ノウハウを共有するなど、創意工夫を図ることによって、統合による相乗効果を十分に発揮しつつ、文化芸術の裾野を広げるとともに、ハイレベルで魅力ある事業運営につなげられたい。

併せて、経営面においても、費用対効果の観点から、事業の選択と集中の徹底などによって経費の削減を図り、県財政への依存度を計画的に引き下げるなど、財団の自立性を高められたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人びわ湖芸術文化財団」が講じた措置の内容

(公財)文化振興事業団で培ってきた市町ホールとのネットワークや文化団体等との連携・つながりを生か

し、制作オペラ「森は生きている」を県内8会場で上演したほか、琵琶湖周航の歌100周年記念コンサートでは、びわ湖ホール専属声楽アンサンブルが地元合唱団と演奏を行うなど、各地域において県民参加のもとで水準の高い公演制作に取り組んだ。

(公財)文化振興事業団が発刊してきた総合文化誌「湖国と文化」にびわ湖ホール事業の紹介記事を掲載するほか、びわ湖ホールが編集・発行する舞台芸術情報誌「湖響」に、地域創造部や文化産業交流会館の情報紹介コーナー「えいじゃに」を設け、双方の情報誌を有効に活用し、施設相互の公演情報等の一層のPRに取り組んだ。

引き続き、県内の文化施設等でびわ湖ホールが制作するオペラやびわ湖ホール専属声楽アンサンブルが出演する公演を開催するほか、今年度新しく立ち上げた「近江の春 びわ湖クラシック音楽祭」をはじめ各種事業について、多くの県民の皆さんに参加をいただけるような工夫をするなど、地域の活性化につながるような事業展開を図り、統合のメリットを最大限生かす視点で取り組む。

また、各分野の人材を育成して自立した組織の確立を目指すほか、入場料収入や収益事業の確保はもとより、国をはじめとした各種助成金や賛助金の積極的な獲得、さらには特別会員等の拡大にも努めるなど、財団運営の一層の自立性を高めたい。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (県民生活部文化振興課)

県の文化施策に基づく取組を具体化する唯一の専門的団体として、今後、さらに広い視野で効率的・効果的な事業を推進していただくため、公益財団法人びわ湖芸術文化財団の中期経営計画の検討当初から協議に加わり、必要な助言等を行った。

今後とも、財団の統合効果が発揮されるよう、より一層効率的・効果的な事業実施を求めていく。

監査結果報告年月日 平成30年3月16日

監査の意見

(4) 観光資源としてのびわ湖ホールの利活用について(公益財団法人びわ湖芸術文化財団)

びわ湖ホールは、平成10年9月に開館され、まもなく20周年を迎えるが、近隣のロームシアター京都のリニューアルオープンなどの影響によって、来場者、ホール等利用収入ともに、平成28年度には前年度を下回るなど、厳しい状況にある。こうした状況に鑑み、自主財源の確保はもとより、地域経済等への貢献の観点も取り入れた、新たな事業の検討が必要である。

びわ湖ホールの指定管理者の公益財団法人びわ湖芸術文化財団(以下「(公財)びわ湖芸術文化財団」という。)は、地域のにぎわいの創出と経済の活性化に貢献すべく、「ラ・フォル・ジュルネびわ湖」の開催をはじめ、「びわ湖大津秋の音楽祭」等にも参画しているが、日常的な集客力の強化につなげるため、びわ湖ホールの更なる活用方策について検討の余地がある。

新たな来場者の獲得のため、(公財)びわ湖芸術文化財団においては、びわ湖ホールの見学ツアーである「まるっとステージツアー」などの有料事業に取り組まれているが、さらに食事付きツアーやリハーサル見学ツアーなど、観光的な要素を取り入れた事業についても検討され、充実拡大することによって、自主財源の確保とともに、地域のにぎわいの創出や地域経済の活性化に貢献されたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人びわ湖芸術文化財団」が講じた措置の内容

旅行会社に、大晦日恒例の「ジルヴェスターコンサート」の鑑賞を組み込んだ商品企画を働きかけ、ここ数年公演と宿泊、初詣等をセットにした旅行商品として、関東圏からの誘客を図っているほか、近隣ホテルでは公演時間に合わせてランチ・送迎商品の企画販売に取り組んでいる。

さらに、今年度は新たに「開館20周年記念事業」や「びわ湖ホールプロデュースオペラ」の公演チケットとホテルの宿泊を組み合わせ商品の開発・販売にも取り組んでおり、舞台芸術の鑑賞にとどまらず、滋賀の食や自然などの魅力を感じ、触れていただける取組を進めている。

また、近隣の商業施設では、びわ湖ホールの公演チケットの提示で購入商品が割引となる企画を繰り返し実施していただいております。びわ湖ホールを訪れた観客が、周辺商業施設にも立ち寄り、仕組み作りを地域と連携して取り組んでいる。

春と秋の音楽祭は、地域イベントとして定着しつつあり、今年の春の音楽祭では、地元の酒造メーカーや和菓子店等と連携し、音楽祭オリジナル商品の販売、和菓子作り体験教室の開催、飲食物の販売提供などにも取り組んだ。

今後とも、公演を組み込んだ企画を積極的に提案し、びわ湖ホールが地域のにぎわい創出や地域経済の活性化につながる核施設としての役割を担っていく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (県民生活部文化振興課)

(公財)びわ湖芸術文化財団自らが、旅行者等に対して、積極的にびわ湖ホールの公演と絡めた企画を提案するなど、新たな顧客の獲得に向けた取組を進めている。

今後も、旅行者等との連携を促していくとともに、(公財)びわ湖芸術文化財団の中期経営計画に基づく事業展開において、財団と連携しながら地域のにぎわい創出につながる取組を検討する。

監査結果報告年月日 平成30年3月16日

監査の意見

(5) びわ湖ホールのネーミングライツについて (公益財団法人びわ湖芸術文化財団)

県では、一歩踏み込んだ行財政改革の一環として新たな歳入確保を図るため、県が所有する施設などに企業名や商品のブランド名などを冠した愛称を付与する代わりに、愛称を付与された企業等から対価を得るネーミングライツの取組を進めている。

びわ湖ホールは県の代表的な施設であるが、いまだにネーミングライツを獲得できずに、長年の懸案となっている。

ネーミングライツについては、県が行っている事務であるが、指定管理者である公益財団法人びわ湖芸術文化財団においても、県と十分に連携を図り、びわ湖ホール全体に対するネーミングライツの検討など具体的な活動に取り組み、早急に成果を上げられたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人びわ湖芸術文化財団」が講じた措置の内容

びわ湖ホールの役割や公演内容・実績を理解いただいている県内外の多くの企業から、オフィシャルスポンサーとして、また基金への寄付等で支援をいただいている。

ネーミングライツの成約に向け、県とも連携し、文化・芸術事業や地域貢献、びわ湖ホールの活動に理解や関心のある企業に、引き続きネーミングライツ協力に向けた働きかけを行っていくとともに、その考えや意向を十分踏まえつつ、成果が上がるよう努めていく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (県民生活部文化振興課)

ネーミングライツの成約に向けては、企業側から見て魅力的な条件が必要であることから、(公財)びわ湖芸術文化財団とも協力しながら、他府県の事例調査や県内外企業からのヒアリングにより、調査、検討を行っている。

今後もネーミングライツの成約に向けた取組を継続していく。

監査結果報告年月日 平成30年3月16日

監査の意見

(6) 食肉センターの経営改善について (公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場)

平成19年4月に開業した滋賀食肉センター(以下「センター」という。)は、施設整備および管理運営を公益財団法人滋賀食肉公社(以下「公社」という。)が、業務運営を株式会社滋賀食肉市場(以下「市場」という。)がそれぞれ担っている。両団体ともに開業以来、厳しい経営状況が続いているが、県による新たな財政支援をはじめ、経営改善に向けた努力や、枝肉価格が高値で推移したことなどの要因によって、平成27年度、28年度は両団体ともに黒字決算となったところである。

両団体においては、平成28年9月に取りまとめられた滋賀食肉センター経営研究会による検討結果の報告書に基づき、経営改善に向けた様々な取組を進めることが求められているが、収入の根幹となる牛のと畜頭数は依然として低迷している。

また、改築が進められている京都の食肉市場との競合も想定されることから、今後、関係者の一層の連携のもと、近江牛の付加価値をさらに高め、全国にアピールする取組が求められている。

については、県においては、近江牛増頭対策を着実に進めるとともに、公社においては、近江牛の認証制度や本県で初めて登録された地理的表示(GI)を活用して、近江牛ブランドのより一層の普及啓発を図るなど、センターの魅力向上や、発信力の強化に努められたい。

市場においては、HACCP方式による衛生管理を実施され、またISO22000国際規格の認証も取得されたところであるが、これらを効果的に情報発信すること等によって、センターへの更なる集畜に努められたい。併せて、外部研修を含め、と畜技術向上による事故率の低減や技術の伝承、人材育成に引き続き取り組まれたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場」が講じた措置の内容

1 公益財団法人滋賀食肉公社

当公社では、「滋賀食肉センター経営研究会」の検討結果報告を踏まえ、平成29年度からの5か年を計画期間とする第3次経営健全化計画を策定し、県の支援を受け、一層の経営健全化対策に取り組み、持続的な経営が可能となるよう、経営基盤の強化を図ることとしたところである。

そのためには、県が推進する増頭対策を着実にセンターの収入増に結びつける必要があるが、京都の食肉市場が平成30年度から新たな施設を本格的に移働させるなど、センター運営を取り巻く環境が変化していることから、今後、関係団体等と緊密に連携しつつ、こうした環境変化等に十分留意し、適切な対応を図っていく。

2 株式会社滋賀食肉市場

HACCP方式による衛生管理とISO22000の国際規格の認証取得により、センターでと畜・解体された「近江牛」が国際標準での安全・安心な牛肉であることを広くPRすることにより、「近江牛」の取引価格を高め、更なる集畜に努めていく。

また、県外の優良施設の視察や職員の外部研修の受講、外部講師の招聘などにより、と畜技術の向上を図るとともに事故率の低減や技術の伝承、若手の人材育成にも取り組んでいく。

東京食肉市場を上回る枝肉販売価格の推移と微細にわたるコスト削減とがあいまって、当社の財務状況は3期連続で好転中である。この3か年で累積損失を1億1千万円解消した。

この好調さを維持するためにも、年々負担が増大している出荷奨励金の見直しや赤字部門の損失縮減といった、当社を取り巻く永年の経営上の課題を地道に解決し、更なる利益追求を図る。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (農政水産部畜産課)

センターを構成する県出資二法人(公社および市場)は、3期連続で単年度黒字を計上したが、それぞれの法人は多額の債務や累積損失を抱え、依然として厳しい経営状況が継続している。

センターの経営改善は、まずは法人の自助努力により行われることが基本である。その上で、県としては、公的支援が必要な部分については引き続き支援しつつ、自助努力により改善すべき部分については、より一層の改善を求めるという方針を維持し、センターの経営に関与し、経営改善を図っていく。

また、近江牛の増頭対策にも着手しているところであり、これにより飼養頭数は着実に伸びている。これをセンターへの出荷頭数の増加に結びつけるため、より一層の集畜に努めるよう、公社および市場に対し、働きかけを行っていく。

監査結果報告年月日 平成30年3月16日

監査の意見

(7) 琵琶湖大橋のネーミングライツについて(滋賀県道路公社)

県では、一歩踏み込んだ行財政改革の一環として新たな歳入確保を図るため、県が所有する施設などに企業名や商品のブランド名などを冠した愛称を付与する代わりに、愛称を付与された企業等から対価を得るネーミングライツの取組を進めている。

滋賀県道路公社(以下「道路公社」という。)が管理運営する琵琶湖大橋は、湖国滋賀のランドマークであり知名度が高く、通行台数も多いことから、企業等のネーミングライツへの関心は高いと考えられる。

琵琶湖大橋のネーミングライツ料は、道路公社の収入となることから、更なる経営基盤の強化に資するため、県と十分に連携を図りながら、ネーミングライツの導入に向けて、早急に検討を行われたい。

当該監査の意見に基づき「滋賀県道路公社」が講じた措置の内容

道路公社におけるネーミングライツの導入については、地方道路公社が料金収入以外に収入を得ることに係る法的な整理が必要であることから、県と連携し、国等へ照会、協議を行い、課題の整理に着手したところである。

今後も引き続き情報収集および検討を行う。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (土木交通部道路課)

道路公社におけるネーミングライツの導入については、法的な整理が必要であることから、道路公社とともに、国へ協議等を行い、課題の整理に着手したところである。

今後も引き続き道路公社と連携し、検討を行う。